

西東京市＊市民農園



利用者の心得



必ずお読みになり、内容をご理解・遵守の上、ご利用をお願いします。
この「心得」の内容が守られない場合、利用承認が取り消されることがあります。

令和2年4月

生活文化スポーツ部産業振興課

市民農園 利用者の心得

市民農園は、土地所有者のご協力をいただき設置している施設です。利用にあたり、次の事項を守っていただき、利用者の皆様一人ひとりが気持ちよく農業体験を楽しめるようご協力ください。

1 農園を利用できる方

- (1) 利用を承認された方と、その同居の家族に限ります。
- (2) 利用者には、耕作権・借地権等の既得権は一切ありません。
- (3) いかなる理由があっても、農園を利用する権利を第三者に転貸又は譲渡することはできません

2 利用期間及び利用時間

- (1) 利用期間は、利用承認書に記載された期間とします。
- (2) 利用時間は、午前7時から午後7時までです。ただし、この時間内においても季節により早朝や夕方の辺りが暗い中での利用は、近隣への迷惑にもなりますのでお止めください。
なお、農園内に滞在中は、配付された利用者カードを目に見える位置につけてください。

3 利用区画

利用できる区画は、利用承認書に記載された区画とします。
他の区画や周辺の通路等を利用することはできません。

4 農園の休止・廃止

- (1) 管理上必要な場合は、休園日を設ける場合があります。
- (2) 利用期間内であっても、土地所有者の都合により農園を廃止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 利用の制限

- (1) 営利を目的とした栽培は出来ません。
- (2) 温室・資材置き棚・防鳥網等の構築物を設置することはできません。
- (3) **他の利用者の迷惑にならないよう、作物や支柱の高さは170cmまでに、防寒ビニール・寒冷紗等の高さは50cmまでに抑えてください。**
- (4) 騒音の発生する農機具は使用できません。
- (5) 除草剤等、毒性の強い農薬は使用できません。
- (6) 肥料等は、風のあるときには撒かないでください。なお、肥料等**散布**後は速やかに土とかき混ぜてください。
- (7) この農園は、野菜栽培を**目的**とした家庭菜園であり、樹木・竹・花（食用菊を含む。）等の栽培には利用できません。

6 利用承認の取消し

次に該当すると認めたときは、農園の利用承認を取り消す場合があります。

- (1) 偽り又は名義の貸借、複数申込み等、不正な手段により農園の利用承認を受けたとき。
- (2) 農園以外の目的に使用したとき。
- (3) 無断で1ヶ月以上耕作しないとき。
- (4) この「利用者の心得」の内容が守られなかったとき。
- (5) その他、管理運営に支障があると認められたとき。

7 原状回復の義務

農園利用者は、利用期間が終了したとき、利用承認を取り消されたとき、利用を辞退したとき又は農園を廃止した場合は、速やかに利用していた区画を原状に復して返還してください（返還に伴う栽培物等の補償はありません）。

病気や転出などで期間内の耕作が不可能になった時は、速やかに下記担当まで連絡してください。区画を原状に復し、「利用辞退届」を提出いただきます。

8 利用料の返金

利用期間の途中で辞退があった場合、利用料は返金しないものとします。ただし、辞退後の利用期間が1年以上ある場合は、更地で返還することを条件として翌年度分の利用料を返金します。

9 注意事項

- (1) 農具・種苗・肥料等は、各自用意してください。使用して残った肥料や農薬等の袋、支柱等の資材、その他ボックス等を区画内外に放置することはやめてください。毎回必ず持ち帰り、事故等ないようにしてください。
- (2) 椅子等、**直接**農作業に関係のないものを区画内外に**放置**することはやめてください。農作業以外の目的で園内に滞在することも禁止です。
- (3) 他の利用者及び農園周辺の住民に危険・迷惑となる行為は禁止します。
園内は、火気禁止及び禁煙です。また、犬・猫等ペットを連れての来園はおやめください。
- (4) 利用区画内の雑草は、隣接区画の方々の迷惑となりますので、こまめに除草してください。また、区画周辺通路の雑草等**も隣接区画**の利用者の方々に協力し**除去**する等、共同の農園として気持ちよく作業できるように**お願いします**。
なお、通路等共有部分から除去された草のみ、フェンス際等にまとめ、早めに処理できるよう担当課にお知らせください（区画内の雑草はお持ち帰りください）。
- (5) 利用者が園内に持ち込んだ物、収穫した野菜のくず・区画内を除草した雑草・ゴミ等は、利用者が責任を持って**必ずお持ち帰りください**。**園内及び近隣のゴミ集積所等に捨てたり区画内外に埋めたりすることは絶対にしないでください。**
- (6) 通路にゴミを埋めたり、通路の土を自分の区画の畑に持ち込んだりしないでください。また、**通路での栽培は禁止**です。種が飛んで自然に生えてきたような場合でも、周辺の雑草と同様に撤去してください。
- (7) 車で園来は禁止です。**近隣道路への違法駐車を見つけたときは、即時通報します**。また、自転車等は、定められた場所に停めてください。**農園内区画通路等へ自転車を持ち入れることは危険ですので絶対にお止めください。**
- (8) 作付けについては、栽培作物の成長や枝張り・根張り等を考慮し、隣接する区画や通路との**境界(杭の中央)**から手のひら（15cm）程度の幅を空け畝作り等して

ください。**境界線上の栽培や境界をはみ出した作物等は通路を狭め、トラブルの元になります。また、杭の外周を紐等で囲うことも厳密には隣接区画へのはみ出しにあたります。**

- (9) 市民農園内に設置された農具は、各自の責任において大切に使用し、使用後はへうで泥を落としてから戻してください。また、農具入れに個人の物は**入れない**でください。
- (10) 利用者が園内に持ち込んだ農具等は、利用中は区画内に置き、使用後は必ず**毎回**持ち帰ってください。**近隣の方から「農具の放置は事故・事件にも繋がる！」という苦情も届いています。放置し続けた場合、処分します。**
- (11) 水道の節水にご協力ください。市民農園の水道で農具や収穫物を洗わないでください。落した泥が浸透枵を塞ぎ、**排水が詰まる**原因になります。農具の泥はへう等で落とし、**収穫物は持ち帰ってから洗うようにしてください。**
- (12) 冬季（12月～2月）は、水道管の凍結・破損を防ぐため、水道の元栓をしめます。**この期間は、**元栓をあけて使用し、使用後は**必ず元栓を閉めてください。**
- (13) 利用期間中は、責任を持って自分の区画を管理してください。
耕作を放棄すると雑草が繁茂し周囲の利用者や近隣の方に迷惑がかかります。長期間に渡り状況が改善されない場合には、その後の市民農園の利用についてお断りさせていただきます（次回以降の申込みみご遠慮いただきます）。
病気や怪我等で1ヶ月以上耕作が出来なくなった時には、必ず係まで連絡してください。
- (14) 連絡ご協力をお願い
以下のような状況に気づかれた時は、下記担当課までご連絡**ください。**
- ①設備、備品（農具）等が壊れていたとき。
 - ②農園内でゴミの放置と思われるような事態を発見したとき。
 - ③危険な行為やこの「心得」に違反する行為等が発見したとき。
 - ④周辺に明らかに1ヶ月以上耕作していない区画があったとき。

(担当)

**生活文化スポーツ部産業振興課農業係
042-420-2820(直通)**